

石川県公報

令和5年3月31日(金曜日)

号 外

(第14号)

目 次

教育委員会	
○石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則	5
○博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則	6
○石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則	6
○石川県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則	7
	7

教 育 委 員 会

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第一号

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の表学校指導課の項に次の一号を加える。

13 夜間中学の開設準備に関すること。

第五条の表文化財課の項第一号中「文化財保護」を「文化財の保存及び活用」に改める。

第十二条第一項第二号の表以外の部分中「漆芸技術研修所」を「輪島漆芸技術研修所」に改める。

第十四条第一項の表中「漆芸技術研修所」を「輪島漆芸技術研修所」に改め、所長の項の次に次のように加える。

塾頭	教員総合研修センター	上司の命を受け、いしかわ師範塾の事務を掌理する。
----	------------	--------------------------

第十四条第二項の表次長の項及び教務主任の項中「漆芸技術研修所」を「輪島漆芸技術研修所」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第二号

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録等に関する規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条」を「及び博物館法施行規則(昭和三十年文部省令第二十四号。以下「省令」という。)」に

「博物館の登録」を「博物館の登録等」に改める。

第二条を次のように改める。

(登録申請)

第二条 法第十二条第一項に規定する登録申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

第六条を削る。

第七条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

(博物館に相当する施設に関する基準)

第十条 第三条から第五条までの規定は、省令第二十四条第一項第二号から第四号までの教育委員会の定める基準について準用する。この場合において、第三条(第七号を除く。)中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第一号中「博物館を運営する」とあるのは「法第三十一条第一項の規定による指定を受けた施設(次条及び第五条において「指定施設」という。)を運営する」と、第四条第一号及び第三号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、同条第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、第五条第一号中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第三号及び第四号中「博物館」とあるのは「指定施設」と読み替えるものとする。

第五条中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

(定期報告)

第八条 法第十六条の規定による報告は、別記様式第四号の報告書により毎年度終了後六月末日までに行わなければならない。

第四条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第七条とする。

第三条中「第十二条」を「第十四条第一項」に、「は、別記様式第三号」を「の様式は、別記様式第二号のとおり」に改め、同条を第六条とし、同条の前に次の三条を加える。

(博物館の体制に関する基準)

第三条 法第十三条第一項第三号の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号及び第五条第一号において同じ。)並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
- 二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- 四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- 五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- 六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- 七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(博物館の職員に関する基準)

第四条 法第十三条第一項第四号の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 二 学芸員が置かれていること。
- 三 前条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準)

第五条 法第十三条第一項第五号の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第 1 号

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

石川県教育委員会 様

設置者所在地
名 称
代表者氏名

博物館法第12条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。

1 博物館の名称
2 博物館の所在地

(添付書類)

1 館則の写し
2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

(注) 館則とは、博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいいます。

別記様式第二号を削り、別記様式第三号を別記様式第一号とする。

別記様式第四号中「殿」を「様」に改め、同様式を別記様式第三号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第 4 号

博 物 館 運 営 状 況 報 告 書

年 月 日

石川県教育委員会 様

設置者所在地
名 称
代表者氏名

博物館法第16条の規定により、次のとおり3月末日時点の運営状況について報告します。

1 博物館の名称
2 博物館の所在地
3 学芸員の人数 人
4 年間開館日数 日
5 年間活動実績

別記様式第五号中「殿」を「様」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の博物館の登録等に関する規則の規定に基づき作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県教育委員会規則第三号

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則

石川県教育職員免許法令施行細則(昭和四十二年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
様式第七号の二を次のように改める。

様式第七号の3(第13条関係)

実務に関する証明書

1. 勤務者氏名及び生年月日

氏名 (年 月 日生)

2. 良好な成績で勤務した期間等

(1) 在職年数

	在職した期間	うち休職及び産休・育休・病休等の期間	職名
ア	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	
イ	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	
ウ	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	

(2) 勤務時間(実労働時間)

	実労働時間(休職等の期間は除く)
ア	時間
イ	時間
ウ	時間

3. 施設の概要

施設名:

認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記載をお願いします。

認可等年月日: 年 月 日

認可外保育施設の場合は、設立年月日をご記入ください。

所在地:

電話番号:

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

年 月 日

施設名

証明者

印

注 特例の対象として認められる認定こども園、保育所等での保育士としての勤務経験(3年かつ4320時間以上)及び幼保連携型認定こども園での保育教諭としての勤務経験(2年かつ2880時間以上)について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務証明書が必要になります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の石川県教育職員免許法令施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第四号

石川県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

石川県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十五年石川県教育委員会規則第十一号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

石川県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

第68条第1項中「行政経営課長」を「デジタル推進課長」に改める。

別表第2本庁の課長の共通的事項の表中第20号を第22号とし、第6号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

6 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)

- (1) 第八十二条各項の規定による開示決定等、第九十三条各項の規定による訂正決定等及び第百一条各項の規定による利用停止決定等
- (2) 第九十四条第二項の規定による訂正決定等の期間の延長及び第百二条第二項の規定による利用停止決定等の期間の延長
- (3) 第九十五条の規定による訂正決定等の期間の特例延長及び第百三条の規定による利用停止決定等の期間の特例延長
- (4) 第百十四条の規定による提案の内容の審査

7 石川県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年石川県条例第三十二号)

- (1) 第四条第二項の規定による開示決定等の期間の延長
- (2) 第五条の規定による開示決定等の期間の特例延長

別表第2本庁の課長の共通的事項の表機関課長の項第4号(3)から(8)までを削る。

別表第4出先機関等の共通的事項の表中第13号を第15号とし、第6号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

6 個人情報の保護に関する法律

- (1) 第八十二条各項の規定による開示決定等、第九十三条各項の規定による訂正決定等及び第百一条各項の規定による利用停止決定等
- (2) 第九十四条第二項の規定による訂正決定等の期間の延長及び第百二条第二項の規定による利用停止決定等の期間の延長
- (3) 第九十五条の規定による訂正決定等の期間の特例延長及び第百三条の規定による利用停止決定等の期間の特例延長

(4) 第百十四条の規定による提案の内容の審査

7 石川県個人情報の保護に関する法律施行条例

(1) 第四条第二項の規定による開示決定等の期間の延長

(2) 第五条の規定による開示決定等の期間の特例延長

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

石川県教育委員会訓令第2号

県 立 学 校

石川県立学校処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

第2条第2号中「第114条の五第1項」を「第111条の四第1項」に、「専任用短時間勤務職員」を「定年前専任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第2項及び第32条の3第1項中「専任用短時間勤務職員」を「定年前専任用短時間勤務職員」に改める。

別表第2中第11号を第13号とし、第5号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

5 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(1) 第82条各項の規定による開示決定等、第93条各項の規定による訂正決定等及び第101条各項の規定による利用停止決定等

(2) 第94条第2項の規定による訂正決定等の期間の延長及び第102条第2項の規定による利用停止決定等の期間の延長

(3) 第95条の規定による訂正決定等の期間の特例延長及び第103条の規定による利用停止決定等の期間の特例延長

(4) 第114条の規定による提案の内容の審査

6 石川県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年石川県条例第32号)

(1) 第4条第2項の規定による開示決定等の期間の延長

(2) 第5条の規定による開示決定等の期間の特例延長

別表第2備考中「6から9(1)まで」を「8から11(1)まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年石川県条例第28号)附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条第2号、第30条第2項及び第32条の3第1項の規定を適用する。

石川県教育委員会訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

石川県教育委員会文書管理規程(平成14年石川県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

第56条第5号中「石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に、「同条例第18条各項」を「同法第82条各項」に改め、同条第6号中「石川県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「同条例第28条各項」を「同法第93条各項」に改め、同条第7号中「石

川県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「同条例第35条各項」を「同法第101条各項」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

石川県教育委員会教育長訓令第 1 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

石川県教育関係職員被服貸与規程（昭和38年石川県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

石 川 県 教 育 委 員 会 教 育 長

別表 1 の項中

作業服

 を

作業服（ファン付き作業服を含む。 以下この表において同じ。）

 に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

石川県教育委員会教育長訓令第 2 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

グループ制に関する運営規程（平成17年石川県教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

石 川 県 教 育 委 員 会 教 育 長

別表第 1 文化財課の項中「庶務・文化財管理グループ」を「庶務グループ」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

石川県教育委員会告示第 5 号

石川県個人情報保護条例第23条第 1 項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報（平成15年石川県教育委員会告示第16号）は、令和 5 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 5 年 3 月 31 日

石 川 県 教 育 委 員 会

